

第33号議案

使用料、手数料等の額の改定等に関する条例

(島根県手数料条例の一部改正)

第1条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表4の項第2号イ中「8,610円」を「8,620円」に改める。

別表10の3の項第3号及び第4号中「204,000円」を「205,000円」に改め、同項第5号から第7号までの規定中「120,000円」を「121,000円」に改める。

別表14の項第2号ア中「48,000円」を「48,500円」に改め、同号イ中「87,000円」を「88,000円」に改める。

別表15の項第4号イ中「43,000円」を「43,100円」に改める。

別表19の項第1号中「80,000円」を「80,800円」に改め、同項第4号中「62,000円」を「62,800円」に改める。

別表29の項第3号ウ中「1,570円」を「1,580円」に改める。

別表30の項第3号ア中「149,900円」を「150,000円」に改め、同号イ及びエ中「131,700円」を「131,800円」に改め、同号オ及びカ中「58,900円」を「59,000円」に改め、同項第4号ア中「138,100円」を「138,200円」に改め、同号イ及びエ中「115,100円」を「115,200円」に改め、同号オ及びカ中「47,200円」を「47,300円」に改め、同項第5号ア中「90,100円」を「90,200円」に改め、同号イ中「85,100円」を「85,200円」に改め、同号ウ中「47,700円」を「47,800円」に改め、同号オ中「44,900円」を「45,000円」に改め、同号カ中「40,000円」を「40,100円」に改め、同号キ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同号ク中「40,000円」を「40,100円」に改め、同号ケ中「33,600円」を「33,700円」に改め、同項第6号ア中「50,800円」を「50,900円」に改め、同号イ中「48,100円」を「48,200円」に改め、同号ウ中「24,200円」を「24,300円」に改め、同号オ中「26,200円」を「26,300円」に改め、同号カ中「25,300

円」を「25,400円」に改め、同号キ中「24,200円」を「24,300円」に改め、同
号ク中「25,300円」を「25,400円」に改め、同号ケ中「24,200円」を「24,300
円」に改め、同項第7号ア中「81,100円」を「81,200円」に改め、同号イ中
「77,100円」を「77,200円」に改め、同号ウ中「41,400円」を「41,500円」に
改め、同号エ中「39,300円」を「39,400円」に改め、同号オ中「35,800円」を
「35,900円」に改め、同号カ中「30,800円」を「30,900円」に改め、同号キ中
「35,800円」を「35,900円」に改め、同号ク中「30,800円」を「30,900円」に
改め、同項第9号ア中「48,800円」を「48,900円」に改め、同号イ中「28,800
円」を「28,900円」に改め、同号ウ中「13,300円」を「13,400円」に改め、同
号エ中「48,800円」を「48,900円」に改め、同号オ中「28,800円」を「28,900
円」に改め、同号カ中「13,300円」を「13,400円」に改め、同項第10号中
「13,300円」を「13,400円」に改め、同項第11号ア中「104,100円」を「104,200
円」に改め、同号イ中「72,900円」を「73,000円」に改め、同号ウ中「39,300
円」を「39,400円」に改め、同号エ中「104,100円」を「104,200円」に改め、
同号オ中「72,900円」を「73,000円」に改め、同号カ中「39,300円」を「39,400
円」に改め、同項第12号中「39,300円」を「39,400円」に改め、同項第14号ア
中「149,900円」を「150,000円」に改め、同号イ中「131,700円」を「131,800
円」に改め、同号ウ中「95,100円」を「95,200円」に改め、同項第15号ア中
「138,100円」を「138,200円」に改め、同号イ中「115,100円」を「115,200円」
に改め、同号ウ中「70,000円」を「70,100円」に改め、同項第29号中「71,100
円」を「71,200円」に改め、同項第30号中「48,800円」を「48,900円」に改め、
同項第34号ア中「48,900円」を「49,000円」に改め、同号イ中「28,900円」を
「29,000円」に改め、同号ウ中「13,400円」を「13,500円」に改め、同号エ中
「48,900円」を「49,000円」に改め、同号オ中「28,900円」を「29,000円」に
改め、同号カ中「13,400円」を「13,500円」に改め、同項第35号中「13,300円」
を「13,400円」に改め、同項第36号ア中「104,200円」を「104,300円」に改め、
同号イ中「73,000円」を「73,100円」に改め、同号ウ中「39,400円」を「39,500
円」に改め、同号エ中「104,200円」を「104,300円」に改め、同号オ中「73,000

円」を「73,100円」に改め、同号カ中「39,400円」を「39,500円」に改め、同項第37号中「39,300円」を「39,400円」に改める。

別表37の項第2号イ中「31,800円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「770円」を「780円」に改める。

別表39の項第2号中「3,850円」を「3,880円」に改め、同項第3号中「6,450円」を「6,480円」に改める。

別表40の項第2号中「8,950円」を「8,990円」に改め、同項第3号中「9,060円」を「9,100円」に改める。

別表47の項第2号アウe中「3,700円」を「3,760円」に改め、同号アウf中「6,900円」を「7,020円」に改め、同号アウg中「11,000円」を「11,200円」に改め、同号アウh中「15,400円」を「15,600円」に改め、同号アウi中「19,600円」を「19,900円」に改め、同号アウj中「22,200円」を「22,600円」に改め、同号アウk中「30,400円」を「30,800円」に改め、同号アウl中「51,800円」を「52,200円」に改め、同項第3号イウc(h)中「2,520円」を「2,560円」に改め、同号イウc(i)中「6,320円」を「6,430円」に改め、同号イウc(j)中「7,970円」を「8,110円」に改め、同号イウc(k)中「11,700円」を「11,900円」に改め、同号イウc(l)中「14,500円」を「14,700円」に改め、同号イウc(m)中「19,400円」を「19,700円」に改め、同号イウc(n)中「21,900円」を「22,300円」に改め、同号イウc(o)中「38,400円」を「38,800円」に改め、同項第4号中「710円」を「720円」に改め、同項第11号イウ中「23,300円」を「23,700円」に改め、同号イウ中「38,200円」を「38,800円」に改め、同号ウ中「33,300円」を「33,900円」に改め、同号エウ中「94,900円」を「96,100円」に改め、同号エウ中「125,000円」を「126,000円」に改め、同号エウ中「94,500円」を「95,700円」に改め、同号エウ中「105,000円」を「106,000円」に改め、同号エウ中「100,000円」を「101,000円」に改め、同号エウ中「115,000円」を「116,000円」に改め、同号エウ中「非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計」を「非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計」に、「100,000円」を「101,000円」に改め、同号エウ中「107,000円」を「108,000円」に改め、同号エウ中「25,800

円」を「26,100円」に改める。

別表64の2の項第1号イウ中「324,000円」を「325,000円」に、「166,000円」を「167,000円」に改め、同号イロ中「581,000円」を「583,000円」に、「285,000円」を「286,000円」に改め、同号イハ中「999,000円」を「1,002,000円」に、「438,000円」を「439,000円」に改め、同号イニ中「1,820,000円」を「1,825,000円」に、「784,000円」を「786,000円」に改め、同号イヒ中「2,601,000円」を「2,608,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に、「1,069,000円」を「1,072,000円」に改め、同号イフ中「3,186,000円」を「3,195,000円」に、「1,294,000円」を「1,297,000円」に改め、同号イロ中「247,000円」を「248,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に改め、同号イハ中「488,000円」を「489,000円」に改め、同号イニ中「873,000円」を「875,000円」に改め、同号イヒ中「1,500,000円」を「1,505,000円」に改め、同号イロ中「2,731,000円」を「2,739,000円」に、「233,000円」を「234,000円」に改め、同号イハ中「3,902,000円」を「3,913,000円」に、「286,000円」を「287,000円」に改め、同号イニ中「4,781,000円」を「4,793,000円」に、「305,000円」を「306,000円」に改め、同項第2号イウ中「324,000円」を「325,000円」に、「166,000円」を「167,000円」に改め、同号イロ中「581,000円」を「583,000円」に、「285,000円」を「286,000円」に改め、同号イハ中「999,000円」を「1,002,000円」に、「438,000円」を「439,000円」に改め、同号イニ中「1,820,000円」を「1,825,000円」に、「784,000円」を「786,000円」に改め、同号イヒ中「2,601,000円」を「2,608,000円」に、「190,000円」を「191,000円」に、「1,069,000円」を「1,072,000円」に改め、同号イフ中「3,186,000円」を「3,195,000円」に、「1,294,000円」を「1,297,000円」に改め、同号イロ中「247,000円」を「248,000円」に、「31,000円」を「32,000円」に改め、同号イハ中「488,000円」を「489,000円」に改め、同号イニ中「873,000円」を「875,000円」に改め、同号イヒ中「1,500,000円」を「1,505,000円」に改め、同号イロ中「2,731,000円」を「2,739,000円」に、「233,000円」を「234,000円」に改め、同号イハ中「3,902,000円」を

「3,913,000円」に、「286,000円」を「287,000円」に改め、同号エ(ウ)中「4,781,000円」を「4,793,000円」に、「305,000円」を「306,000円」に改め、同項第3号中「に100分の108を乗じて得た額」を削る。

別表64の4の項第1号ア中「以下、」を「以下」に、「33,500円」を「33,600円」に改め、同号イ(ウ)中「67,700円」を「67,900円」に改め、同号イ(イ)中「93,900円」を「94,100円」に改め、同号イ(ロ)中「189,000円」を「190,000円」に、「43,300円」を「43,500円」に改め、同号イ(ハ)中「77,700円」を「77,900円」に改め、同号イ(カ)中「362,000円」を「363,000円」に改め、同号イ(キ)中「475,000円」を「476,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号イ(ク)中「558,000円」を「559,000円」に改め、同号ウ(ア) a中「67,700円」を「67,900円」に改め、同号ウ(ア) b中「93,900円」を「94,100円」に改め、同号ウ(ア) d中「189,000円」を「190,000円」に、「43,300円」を「43,500円」に改め、同号ウ(ア) e中「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(ア) f中「362,000円」を「363,000円」に改め、同号ウ(ア) g中「475,000円」を「476,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(ア) h中「558,000円」を「559,000円」に改め、同号ウ(イ) c中「271,000円」を「272,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(イ) d中「348,000円」を「349,000円」に改め、同号ウ(イ) e中「409,000円」を「410,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(イ) f中「477,000円」を「478,000円」に改め、同号ウ(ウ) a中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号ウ(ウ) b中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号ウ(ウ) c中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウ(ウ) d中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号ウ(ウ) e中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウ(ウ) f中「859,000円」を「861,000円」に改め、同号エ(ウ)中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号エ(イ)中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号エ(ウ)中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号エ(ロ)中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号エ(ハ)中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改

め、同号工カ中「859,000円」を「861,000円」に改め、同項第2号ア中「16,700円」を「16,800円」に改め、同号ウイ a 中「67,700円」を「67,900円」に改め、同号ウイ b 中「93,900円」を「94,100円」に改め、同号ウイ d 中「189,000円」を「190,000円」に、「43,300円」を「43,500円」に改め、同号ウイ e 中「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウイ f 中「362,000円」を「363,000円」に改め、同号ウイ g 中「475,000円」を「476,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウイ h 中「558,000円」を「559,000円」に改め、同号ウウ c 中「271,000円」を「272,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウウ d 中「348,000円」を「349,000円」に改め、同号ウウ e 中「409,000円」を「410,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウウ f 中「477,000円」を「478,000円」に改め、同号ウロ a 中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号ウロ b 中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号ウロ c 中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号ウロ d 中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号ウロ e 中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号ウロ f 中「859,000円」を「861,000円」に改め、同号工ク中「236,000円」を「237,000円」に改め、同号工ケ中「371,000円」を「372,000円」に改め、同号工カ中「529,000円」を「530,000円」に、「77,700円」を「77,900円」に改め、同号工ロ中「648,000円」を「650,000円」に改め、同号工ケ中「752,000円」を「754,000円」に、「152,000円」を「153,000円」に改め、同号工カ中「859,000円」を「861,000円」に改め、同項第3号中「に100分の108を乗じて得た額」を削る。

別表64の5の項第1号アロ a 中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アロ b 中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アロ c 中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アロ d 中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号アロ e 中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アロ f 中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号アイ e 中「177,000円」を「178,000円」に改め、同号アイ f 中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イロ b 中「141,000

円」を「142,000円」に改め、同号イ㇔c中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イ㇔d中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イ㇔e中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イ㇔f中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第2号ア㇔a中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号ア㇔b中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号ア㇔c中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号ア㇔d中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号ア㇔e中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号ア㇔f中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号ア(イ)e中「177,000円」を「178,000円」に改め、同号ア(イ)f中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イ㇔b中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号イ㇔c中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イ㇔d中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イ㇔e中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イ㇔f中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第3号ア㇔a中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号ア㇔b中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号ア㇔c中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号ア㇔d中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号ア㇔e中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号ア㇔f中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号ア(イ)e中「177,000円」を「178,000円」に改め、同号ア(イ)f中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イ㇔b中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号イ㇔c中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イ㇔d中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イ㇔e中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イ㇔f中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第4号ア㇔a中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号ア㇔b中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号ア㇔c中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号ア㇔d中「625,000円」

を「627,000円」に改め、同号ア㊦e中「727,000円」を「729,000円」に改め、
同号ア㊦f中「829,000円」を「831,000円」に改め、同号ア(イ)e中「177,000
円」を「178,000円」に改め、同号ア(イ)f中「219,000円」を「220,000円」に改
め、同号イ㊦b中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号イ㊦c中
「228,000円」を「229,000円」に改め、同号イ㊦d中「298,000円」を「299,000
円」に改め、同号イ㊦e中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号イ㊦f
中「413,000円」を「415,000円」に改め、同号イ(イ)e中「169,000円」を
「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中「210,000円」を「211,000円」に改め、同
項第5号ア㊦a中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号ア㊦b中
「356,000円」を「357,000円」に改め、同号ア㊦c中「507,000円」を「509,000
円」に改め、同号ア㊦d中「625,000円」を「627,000円」に改め、同号ア㊦e
中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号ア㊦f中「829,000円」を
「831,000円」に改め、同号ア(イ)e中「177,000円」を「178,000円」に改め、同
号ア(イ)f中「219,000円」を「220,000円」に改め、同号イ㊦b中「141,000円」
を「142,000円」に改め、同号イ㊦c中「228,000円」を「229,000円」に改め、
同号イ㊦d中「298,000円」を「299,000円」に改め、同号イ㊦e中「352,000
円」を「353,000円」に改め、同号イ㊦f中「413,000円」を「415,000円」に改
め、同号イ(イ)e中「169,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(イ)f中
「210,000円」を「211,000円」に改め、同項第6号ア㊦a中「223,000円」を
「224,000円」に改め、同号ア㊦b中「356,000円」を「357,000円」に改め、同
号ア㊦c中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号ア㊦d中「625,000円」
を「627,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号ア㊦e中
「727,000円」を「729,000円」に改め、同号ア㊦f中「829,000円」を「831,000
円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号ア(イ)b中「141,000円」を
「142,000円」に改め、同号ア(イ)c中「228,000円」を「229,000円」に改め、同
号ア(イ)d中「298,000円」を「299,000円」に、「123,000円」を「124,000円」
に改め、同号ア(イ)e中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号ア(イ)f中
「413,000円」を「415,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同

号アウ b 中「113,000円」を「114,000円」に改め、同号アウ c 中「44,000円」を「45,000円」に改め、同号アウ d 中「267,000円」を「268,000円」に改め、同項第 7 号アウ a 中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アウ b 中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アウ c 中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アウ d 中「625,000円」を「627,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アウ e 中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アウ f 中「829,000円」を「831,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アイ b 中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号アイ c 中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号アイ d 中「298,000円」を「299,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アイ e 中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号アイ f 中「413,000円」を「415,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アウ b 中「113,000円」を「114,000円」に改め、同号アウ c 中「44,000円」を「45,000円」に改め、同号アウ d 中「267,000円」を「268,000円」に改め、同項第 8 号中「に100分の108を乗じて得た額」を削り、同項第 9 号アウ a 中「223,000円」を「224,000円」に改め、同号アウ b 中「356,000円」を「357,000円」に改め、同号アウ c 中「507,000円」を「509,000円」に改め、同号アウ d 中「625,000円」を「627,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アウ e 中「727,000円」を「729,000円」に改め、同号アウ f 中「829,000円」を「831,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アイ b 中「141,000円」を「142,000円」に改め、同号アイ c 中「228,000円」を「229,000円」に改め、同号アイ d 中「298,000円」を「299,000円」に、「123,000円」を「124,000円」に改め、同号アイ e 中「352,000円」を「353,000円」に改め、同号アイ f 中「413,000円」を「415,000円」に、「191,000円」を「192,000円」に改め、同号アウ b 中「113,000円」を「114,000円」に改め、同号アウ c 中「44,000円」を「45,000円」に改め、同号アウ d 中「267,000円」を「268,000円」に改め、同号アウ c 中「101,000円」を「102,000円」に、「44,000円」を「45,000円」に改める。

別表67の項第 1 号イ及び第 2 号イ中「100円」を「110円」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第2条 行政財産の使用料に関する条例(昭和39年島根県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(島根県中山間地域研究センター条例の一部改正)

第3条 島根県中山間地域研究センター条例(平成14年島根県条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

2,040円	2,720円	5,440円
1,650円	2,200円	4,400円
5,940円	7,920円	15,840円
1,140円	1,520円	3,040円
1,530円	2,040円	4,080円
2,280円	3,040円	6,080円

を

に改め、別表第1の2の表中

2,070円	2,760円	5,520円
1,680円	2,240円	4,480円
6,060円	8,080円	16,160円
1,170円	1,560円	3,120円
1,560円	2,080円	4,160円
2,340円	3,120円	6,240円

「1,870円」を「1,900円」に改め、別表第1の3の表中「990円」を「1,000円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「2,830円」を「2,880円」に、「2,640円」を「2,680円」に改める。

別表第2の1の項第1号中「1,060円」を「1,080円」に改め、同項第2号中「2,510円」を「2,560円」に改め、同表の2の項第1号中「440円」を「450円」に改め、同項第2号中「2,230円」を「2,280円」に改め、同表の3の項第1号中「2,270円」を「2,310円」に改め、同項第2号中「2,000円」を「2,040円」

に改め、同項第 3 号中「3,840円」を「3,920円」に改め、同項第 4 号中「4,840円」を「4,930円」に改め、同項第 5 号中「16,920円」を「17,230円」に改め、同表の 4 の項中「2,570円」を「2,620円」に改め、同表の 5 の項第 1 号中「8,250円」を「8,410円」に改め、同項第 2 号中「5,910円」を「6,020円」に改め、同表の 6 の項第 1 号中「1,940円」を「1,970円」に改め、同項第 2 号中「2,050円」を「2,090円」に改め、同項第 3 号中「5,390円」を「5,490円」に改め、同項第 4 号中「1,680円」を「1,710円」に改め、同項第 5 号中「3,560円」を「3,620円」に改める。

(島根県立しまね海洋館条例の一部改正)

第 4 条 島根県立しまね海洋館条例 (平成11年島根県条例第47号) の一部を次のように改正する。

別表小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者の項中「1,430円」を「1,450円」に改め、同表その他の者の項中「1,540円」を「1,560円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「4,110円」を「4,180円」に改める。

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第 5 条 警察に関する手数料条例 (平成12年島根県条例第39号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の36の項中「2,200円」を「2,250円」に改め、同表の37の項中「300円」を「310円」に改め、同表の41の 2 の項中「3,850円」を「3,910円」に、「2,100円」を「2,130円」に改め、同表の47の 3 の項及び47の 4 の項中「1,000円」を「1,010円」に改め、同表の51の項の 1 中「1,820円」を「1,830円」に改め、同項の 2 中「1,400円」を「1,410円」に改め、同項の 3 中「2,750円」を「2,790円」に改め、同表の52の項中「2,100円」を「2,110円」に改める。

(島根県保健所条例の一部改正)

第 6 条 島根県保健所条例 (昭和39年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「 8 円64銭」を「 8 円80銭」に改める。

(島根県立総合福祉センター条例の一部改正)

第 7 条 島根県立総合福祉センター条例 (平成 7 年島根県条例第13号) の一部を
次のように改正する。

別表の 1 の(1)の表中

5,770円	7,800円	5,770円	13,500円	13,500円	19,300円
3,830円	5,130円	3,830円	8,960円	8,960円	12,700円
9,180円	12,100円	9,180円	21,200円	21,200円	30,400円
4,700円	6,200円	4,700円	10,900円	10,900円	15,600円
5,020円	6,630円	5,020円	11,600円	11,600円	16,600円
1,170円	1,590円	1,170円	2,760円	2,760円	3,930円
1,380円	1,810円	1,380円	3,190円	3,190円	4,570円
3,950円	5,330円	3,950円	9,280円	9,280円	13,200円
6,280円	8,370円	6,280円	14,600円	14,600円	20,900円
4,970円	6,630円	4,970円	11,600円	11,600円	16,500円
2,550円	3,420円	2,550円	5,970円	5,970円	8,520円

を

5,870円	7,940円	5,870円	13,800円	13,800円	19,600円
3,910円	5,220円	3,910円	9,130円	9,130円	13,000円
9,350円	12,400円	9,350円	21,700円	21,700円	31,100円
4,780円	6,310円	4,780円	11,000円	11,000円	15,800円
5,110円	6,750円	5,110円	11,800円	11,800円	16,900円
1,190円	1,620円	1,190円	2,810円	2,810円	4,000円
1,410円	1,840円	1,410円	3,250円	3,250円	4,660円
4,020円	5,430円	4,020円	9,450円	9,450円	13,400円
6,390円	8,530円	6,390円	14,900円	14,900円	21,300円
5,060円	6,750円	5,060円	11,800円	11,800円	16,800円
2,600円	3,480円	2,600円	6,080円	6,080円	8,680円

に改

め、別表の1の(2)の表中

5,290円	7,060円	5,290円	12,300円	12,300円	17,600円
1,850円	2,470円	1,850円	4,320円	4,320円	6,170円
4,760円	6,360円	4,760円	11,100円	11,100円	15,800円
8,490円	11,300円	8,490円	19,700円	19,700円	28,200円
4,140円	5,530円	4,140円	9,670円	9,670円	13,800円
3,920円	5,230円	3,920円	9,150円	9,150円	13,000円
3,370円	4,490円	3,370円	7,860円	7,860円	11,200円
4,010円	5,340円	4,010円	9,350円	9,350円	13,300円
6,360円	8,480円	6,360円	14,800円	14,800円	21,200円
5,100円	6,780円	5,100円	11,800円	11,800円	16,900円
1,040円	1,390円	1,040円	2,430円	2,430円	3,470円
2,460円	3,270円	2,460円	5,730円	5,730円	8,190円
1,740円	2,320円	1,740円	4,060円	4,060円	5,800円
660円	880円	660円	1,540円	1,540円	2,200円
2,530円	3,380円	2,530円	5,910円	5,910円	8,440円

を

5,390円	7,190円	5,390円	12,500円	12,500円	17,900円
1,880円	2,520円	1,880円	4,400円	4,400円	6,280円
4,850円	6,470円	4,850円	11,300円	11,300円	16,100円
8,640円	11,500円	8,640円	20,100円	20,100円	28,700円
4,220円	5,630円	4,220円	9,850円	9,850円	14,000円
4,000円	5,330円	4,000円	9,330円	9,330円	13,300円
3,430円	4,570円	3,430円	8,000円	8,000円	11,400円
4,080円	5,440円	4,080円	9,520円	9,520円	13,600円
6,470円	8,630円	6,470円	15,100円	15,100円	21,500円
5,200円	6,910円	5,200円	12,100円	12,100円	17,300円

に改

1,060円	1,420円	1,060円	2,480円	2,480円	3,540円
2,500円	3,330円	2,500円	5,830円	5,830円	8,330円
1,770円	2,360円	1,770円	4,130円	4,130円	5,900円
670円	900円	670円	1,570円	1,570円	2,240円
2,580円	3,440円	2,580円	6,020円	6,020円	8,600円

める。

(島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例の一部改正)

第8条 島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所条例(平成20年島根県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「構造改革特別区域法」を「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第33号)附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の構造改革特別区域法」に改める。

第3条第2項第6号中「10円80銭」を「11円」に改める。

(島根県立はつらつ体育館条例の一部改正)

第9条 島根県立はつらつ体育館条例(平成15年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「2,340円」を「2,380円」に、「3,510円」を「3,570円」に、「4,800円」を「4,880円」に、「5,970円」を「6,080円」に、「7,680円」を「7,820円」に、「12,000円」を「12,200円」に、「18,000円」を「18,300円」に、「24,000円」を「24,400円」に、「30,100円」を「30,600円」に、「39,100円」を「39,800円」に、「590円」を「600円」に改める。

(化製場等に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 化製場等に関する法律施行条例(昭和59年島根県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「前条第1項」を「第2条第1項」に改める。

第8条第1項第1号中「25,080円」を「25,120円」に改め、同項第2号中

「17,090円」を「17,120円」に改める。

(島根県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第11条 島根県立病院使用料及び手数料条例(昭和44年島根県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「10円80銭」を「11円」に、「100分の108」を「100分の110」に改める。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

第12条 島根県立武道施設条例(昭和45年島根県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

円	円
1,580	2,030
4,840	6,170
7,940	10,290
690	890
2,090	2,710
3,500	4,540
330	430
1,040	1,340
1,740	2,270

を

に改め、別表の1の(2)の表中

円	円
1,600	2,060
4,920	6,280
8,080	10,480
700	900
2,120	2,760
3,560	4,620

330	430
1,050	1,360
1,770	2,310

円	円
1,580	2,030
4,840	6,170
7,940	10,290
780	980

を

円	円
1,600	2,060
4,920	6,280
8,080	10,480
790	990

に改め、別表

の2の表中「2,360円」を「2,400円」に、「5,910円」を「6,010円」に改める。

(島根県立体育施設条例の一部改正)

第13条 島根県立体育施設条例(昭和52年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中	円	円	を	円	に、「640円」を
	2,650	2,690		2,690	
	13,260	13,500		13,500	
	19,910	20,270		20,270	
	39,780	40,510		40,510	
	1,650	1,680		1,680	
	3,470	3,530		3,530	
	5,280	5,370		5,370	
	10,590	10,780		10,780	
	1,950	1,980		1,980	
	4,100	4,170		4,170	
	6,230	6,340		6,340	
	12,500	12,730		12,730	

「650円」に、「760円」を「770円」に、

1,340	を	1,360	に改め、別表第1の2の表中「2,360円」
2,650		2,690	
4,000		4,070	
7,960		8,100	
1,280		1,300	
1,620		1,650	
770		780	
1,060		1,070	
510		510	
700		710	

を「2,400円」に、「2,620円」を「2,660円」に改める。

別表第2の1の表中

円	円	円	円
3,300	4,610	3,360	4,690
16,560	23,190	16,860	23,610
24,860	34,810	25,320	35,450
49,710	69,600	50,630	70,880
430	640	430	650
840	1,200	850	1,220

		を			に改め、別表第2の2
830	1,170		840	1,190	
310	440		310	440	
520	730		520	740	

の表中「2,360円」を「2,400円」に、「5,910円」を「6,010円」に改める。

別表第3の1の表中

円	円	を	円	円	に改め、別表
2,000	2,750		2,030	2,800	
6,970	9,680		7,090	9,850	
10,440	14,700		10,630	14,970	
24,510	37,420		24,960	38,110	
520	730		520	740	
520	730		520	740	

第3の2の表中「1,820円」を「1,850円」に、「2,360円」を「2,400円」に改める。

(島根県立青少年社会教育施設条例の一部改正)

第14条 島根県立青少年社会教育施設条例 (平成 3 年島根県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,050円」を「1,060円」に、「1,580円」を「1,600円」に改め、別表の 2 の(1)のアの表中

「

円	円	円	円	円	円
690	920	920	1,610	1,840	2,530
1,520	2,030	2,030	3,550	4,060	5,580
260	360	360	620	720	980
600	800	800	1,400	1,600	2,200
690	920	920	1,610	1,840	2,530
820	1,110	1,110	1,930	2,220	3,040
330	450	450	780	900	1,230
570	760	760	1,330	1,520	2,090
1,210	1,610	1,610	2,820	3,220	4,430
2,880	3,830	3,830	6,710	7,660	10,540
1 時間につき					1,950円

を

「

円	円	円	円	円	円
700	930	930	1,630	1,860	2,560
1,540	2,060	2,060	3,600	4,120	5,660
260	360	360	620	720	980

」

610	810	810	1,420	1,620	2,230
700	930	930	1,630	1,860	2,560
830	1,130	1,130	1,960	2,260	3,090
330	450	450	780	900	1,230
580	770	770	1,350	1,540	2,120
1,230	1,630	1,630	2,860	3,260	4,490
2,930	3,900	3,900	6,830	7,800	10,730
1時間につき				1,980円	

に改め、別表の2の

(1)の(イ)の表中

円	円	円	円	円	円
940	1,270	1,270	2,210	2,540	3,480
250	330	330	580	660	910
690	920	920	1,610	1,840	2,530

を

円	円	円	円	円	円
950	1,290	1,290	2,240	2,580	3,530
250	330	330	580	660	910
700	930	930	1,630	1,860	2,560

に改め、別表の2の

(1)の(ウ)の表中「2,330円」を「2,370円」に、「1,740円」を「1,770円」に、「1,980円」を「2,010円」に、「3,980円」を「4,050円」に改め、別表の2の

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

(2)の(ア)の表中

1,340	1,800	1,800	3,140	3,600	4,940	を
870	1,170	1,170	2,040	2,340	3,210	

「

円	円	円	円	円	円
1,360	1,830	1,830	3,190	3,660	5,020
880	1,190	1,190	2,070	2,380	3,260

に、「1,250円」を

「1,270円」に改め、別表の2の(2)の(イ)の表中

「

円	円	円
1,240	1,660	2,900
940	1,260	2,200
610	820	1,430
2,820	3,780	6,600
810	1,100	1,910

を

「

円	円	円
1,260	1,690	2,950
950	1,280	2,230
620	830	1,450
2,870	3,850	6,720
820	1,120	1,940

に改める。

(島根県立古墳の丘古曾志公園条例の一部改正)

第15条 島根県立古墳の丘古曾志公園条例 (平成 3 年島根県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「1,880円」を「1,910円」に、「920円」を「930円」に改め、別表の 2 の表中「620円」を「630円」に、「830円」を「840円」に改める。

(島根県立古代出雲歴史博物館条例の一部改正)

第16条 島根県立古代出雲歴史博物館条例 (平成17年島根県条例第59号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「610円」を「620円」に改める。

(島根県農業技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第17条 島根県農業技術センター分析等手数料条例 (昭和26年島根県条例第67号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の項第 1 号中「1,200円」を「1,220円」に改め、同項第 2 号中「1,810円」を「1,840円」に改め、同項第 3 号中「2,270円」を「2,310円」に改め、同項第 4 号中「3,020円」を「3,070円」に改め、同項第 5 号中「3,830円」を「3,900円」に改め、同項第 6 号中「4,730円」を「4,810円」に改め、同項第 7 号中「4,890円」を「4,980円」に改め、同項第 8 号中「5,520円」を「5,620円」に改め、同項第 9 号中「6,840円」を「6,960円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「1,200円」を「1,220円」に改め、同項第 2 号中「3,020円」を「3,070円」に改め、同項第 3 号中「11,200円」を「11,400円」に改め、同表 3 の項第 1 号中「3,020円」を「3,070円」に改め、同項第 2 号中「4,730円」を「4,810円」に改め、同項第 3 号中「6,840円」を「6,960円」に改め、同項第 4 号中「11,200円」を「11,400円」に改め、同項第 5 号中「33,500円」を「34,200円」に改め、同表 4 の項第 1 号中「1,160円」を「1,180円」に改め、同項第 2 号中「1,220円」を「1,240円」に改め、同項第 3 号中「2,010円」を「2,050円」に改め、同項第 4 号中「2,050円」を「2,090円」に改め、同項第 5 号中「2,110円」を「2,150円」に改め、同項第 6 号中「2,360円」を「2,400円」に改め、同項第 7 号中「2,400円」を「2,450円」に改め、同項第 8 号中「2,660円」を「2,700円」

に改め、同項第9号中「2,690円」を「2,740円」に改め、同項第10号中「3,110円」を「3,170円」に改め、同項第11号中「3,150円」を「3,210円」に改め、同項第12号中「3,250円」を「3,310円」に改め、同項第13号中「3,360円」を「3,420円」に改め、同項第14号中「3,390円」を「3,460円」に改め、同項第15号中「3,430円」を「3,490円」に改め、同項第16号中「4,220円」を「4,300円」に改め、同項第17号中「5,090円」を「5,190円」に改め、同項第18号中「7,520円」を「7,660円」に改め、同表5の項第1号中「740円」を「750円」に改め、同項第2号中「2,420円」を「2,460円」に改める。

(島根県立農業研修館条例の一部条例)

第18条 島根県立農業研修館条例(昭和57年島根県条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

円	円	円
1,910	2,290	3,830
1,120	1,330	2,240
630	760	1,270

を

円	円	円
1,940	2,330	3,900
1,140	1,350	2,280
640	770	1,290

に改め、別表の2の表中

「730円」を「740円」に改める。

(島根県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第19条 島根県家畜保健衛生所条例(昭和44年島根県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項中「1,210円」を「1,220円」に改める。

別表第3の1の項中「160円」を「170円」に改め、同表の2の項中「820円」を「840円」に、「900円」を「910円」に、「720円」を「730円」に改め、同

表の 3 の項中「4,660円」を「4,750円」に改め、同表の 4 の項中「1,240円」を「1,260円」に改め、同表の 5 の項中「2,420円」を「2,460円」に改める。

別表第 4 の 4 の項中「460円」を「470円」に改め、同表の 5 の項中「480円」を「490円」に改め、同表の 6 の項中「620円」を「630円」に改め、同表の 7 の項中「410円」を「420円」に改める。

別表第 5 の 1 の項中「1,850円」を「1,890円」に改め、同表の 2 の項中「2,050円」を「2,080円」に改め、同表の 3 の項中「2,070円」を「2,110円」に改める。

別表第 7 中「10,380円」を「10,560円」に改める。

(島根県畜産技術センター分析等手数料条例の一部改正)

第20条 島根県畜産技術センター分析等手数料条例（平成17年島根県条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表 1 の項中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表 2 の項第 1 号中「7,790円」を「7,930円」に改め、同項第 2 号中「2,420円」を「2,460円」に改め、別表 2 の表中「34,900円」を「35,600円」に改め、別表 3 の表中「4,920円」を「5,010円」に改め、別表 4 の表中「2,110円」を「2,150円」に改める。

(島根県立ふるさとの森条例の一部改正)

第21条 島根県立ふるさとの森条例（平成 5 年島根県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「560円」を「570円」に改める。

(島根県立中海水中貯木場条例の一部改正)

第22条 島根県立中海水中貯木場条例（昭和53年島根県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「16円20銭」を「16円50銭」に改める。

(島根県漁港管理条例の一部改正)

第23条 島根県漁港管理条例（昭和34年島根県条例第26号）の一部を次のように改正する。

	302円40銭		308円	
	2,494円80銭		2,541円	
	5,702円40銭		5,808円	
	572円40銭		583円	
	885円60銭		902円	
	1,188円		1,210円	
	518円40銭		528円	
	820円80銭		836円	
	1,080円		1,100円	
	51円84銭		52円80銭	
	21円60銭		22円	
	31円32銭		31円90銭	
	46円44銭		47円30銭	
別表第2中	61円56銭	を	62円70銭	に改める。

92円88銭	94円60銭
118円80銭	121円
216円	220円
313円20銭	319円
615円60銭	627円
691円20銭	704円
25円92銭	26円40銭

別表第3の1の表中	1立方メートルにつき	129円60銭	を
	1立方メートルにつき	151円20銭	
	1立方メートルにつき	172円80銭	
	1立方メートルにつき	172円80銭	
	1個につき	64円80銭	

1 個につき 86円40銭に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに21円60銭を加えた額

1 立方メートルにつき	132円
1 立方メートルにつき	154円
1 立方メートルにつき	176円
1 立方メートルにつき	176円
1 個につき	66円

に改め、別表第3の2の表中

1 個につき 88円に、平均径が40センチメートルに10センチメートル増すごとに22円を加えた額

14円4銭
65円88銭
691円20銭
280円80銭
356円40銭
518円40銭
118円80銭
280円80銭

を

14円30銭
67円10銭
704円
286円
363円
528円
121円
286円

に改める。

540円
205円20銭
14円4銭

550円
209円
14円30銭

(島根県立産業交流会館条例の一部改正)

第24条 島根県立産業交流会館条例 (平成16年島根県条例第59号) の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表中

234,630円	312,850円	476,980円	78,210円
281,560円	375,410円	572,370円	93,840円
165,240円	220,320円	332,680円	55,080円
198,280円	264,380円	399,200円	66,090円
95,830円	127,770円	192,770円	31,930円
114,990円	153,320円	231,320円	38,320円
42,950円	57,280円	83,710円	14,310円
51,540円	68,720円	100,450円	17,170円
17,520円	23,350円	35,600円	5,830円
21,020円	28,020円	42,720円	6,990円
83,600円	111,470円	170,950円	27,860円
2,650円	3,530円	4,950円	870円
2,970円	3,970円	5,510円	970円
1,970円	2,640円	3,960円	650円
5,950円	7,950円	11,990円	1,970円

を

1,660円	2,220円	3,310円	550円
4,630円	6,190円	8,920円	1,530円
3,650円	4,860円	6,820円	1,210円
96円	129円	190円	32円
20,490円	27,320円	41,630円	6,820円
18,500円	24,670円	37,770円	6,160円
8,940円	11,920円	17,940円	2,970円

238,980円	318,640円	485,820円	79,660円
286,770円	382,370円	582,970円	95,580円
168,300円	224,400円	338,840円	56,100円
201,960円	269,280円	406,600円	67,320円
97,600円	130,140円	196,340円	32,520円
117,120円	156,160円	235,600円	39,030円
43,740円	58,340円	85,260円	14,580円
52,490円	70,000円	102,310円	17,490円
17,850円	23,790円	36,260円	5,940円
21,410円	28,540円	43,510円	7,120円
85,150円	113,540円	174,120円	28,380円
2,700円	3,600円	5,040円	890円
3,020円	4,040円	5,610円	990円
2,010円	2,690円	4,030円	670円
6,060円	8,090円	12,210円	2,010円

に改

1,690円	2,260円	3,370円	560円
4,720円	6,300円	9,090円	1,560円
3,710円	4,950円	6,950円	1,230円
97円	130円	193円	33円
20,870円	27,830円	42,400円	6,950円
18,840円	25,130円	38,470円	6,270円
9,110円	12,140円	18,280円	3,020円

め、別表の1の(2)の表中「5,610円」を「5,720円」に、「2,600円」を「2,650円」に、「12,940円」を「13,180円」に、「3,880円」を「3,960円」に改め、

別表の2の表中	23,450円	を	23,880円	に改める。
	16,520円		16,830円	
	9,580円		9,760円	
	4,280円		4,360円	
	1,750円		1,790円	

(島根県立産業高度化支援センター条例の一部改正)

第25条 島根県立産業高度化支援センター条例(平成13年島根県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)の表創業準備室の項及び創業支援室の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、同表研究開発室の項中「2,050円」を「2,080円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、同表プロジェクト研究員室の項及び指定駐車場の項中「1,020円」を「1,030円」に改め、別表の1の(2)の表デジタルハイビジョン映像編集室の項中「1,450円」を「1,470円」に改め、同表デジタル音声編集室の項中「1,210円」を「1,230円」に改め、同表編集・制作室(貸切りの場合)の

項中「800円」を「810円」に改め、同表ハイビジョン静止画制作室の項中「700円」を「710円」に改め、別表の1の(3)の表大会議室の項中「2,070円」を「2,100円」に改め、同表中会議室の項中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表小会議室の項中「760円」を「770円」に改め、同表特別会議室の項中「1,000円」を「1,010円」に改め、別表の2の表映像音響編集用機器の項中「8,980円」を「9,400円」に改める。

(島根県立男女共同参画センター条例の一部改正)

第26条 島根県立男女共同参画センター条例(平成11年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

「

10,220円	13,630円	12,780円	22,150円	25,750円	31,460円
130円	170円	160円	280円	320円	400円
170円	230円	220円	380円	450円	550円
1,750円	2,330円	2,180円	3,790円	4,410円	5,390円
2,050円	2,730円	2,560円	4,450円	5,170円	6,320円
1,300円	1,730円	1,620円	2,820円	3,280円	4,010円
1,340円	1,780円	1,670円	2,900円	3,380円	4,130円
1,450円	1,930円	1,810円	3,140円	3,650円	4,470円
2,920円	3,900円	3,660円	6,340円	7,370円	9,010円
2,700円	3,600円	3,370円	5,850円	6,800円	8,310円
720円	960円	900円	1,560円	1,810円	2,220円
570円	770円	720円	1,250円	1,450円	1,780円

」

を

10,430円	13,910円	13,040円	22,610円	26,280円	32,110円
130円	170円	160円	280円	330円	410円
180円	240円	220円	390円	450円	560円
1,780円	2,370円	2,230円	3,860円	4,490円	5,490円
2,080円	2,780円	2,610円	4,520円	5,260円	6,430円
1,320円	1,760円	1,650円	2,870円	3,330円	4,080円
1,360円	1,810円	1,700円	2,950円	3,430円	4,200円
1,470円	1,970円	1,840円	3,200円	3,720円	4,550円
2,980円	3,970円	3,720円	6,450円	7,500円	9,170円
2,740円	3,660円	3,430円	5,950円	6,910円	8,450円
730円	970円	910円	1,590円	1,840円	2,260円
580円	780円	730円	1,270円	1,480円	1,810円

に改め

る。

(島根県立美術館条例の一部改正)

第27条 島根県立美術館条例(平成16年島根県条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中	37,230円	4,620円
	55,850円	6,990円
	11,210円	1,440円
	16,860円	2,160円
	7,610円	920円

を

11,410円	1,440円
7,610円	920円
11,410円	1,440円

37,910円	4,700円
56,880円	7,110円
11,410円	1,460円
17,170円	2,200円
7,750円	930円
11,620円	1,460円
7,750円	930円
11,620円	1,460円

に改め、別表第1の2の表中

4,320円	10,690円	8,020円	12,850円	15,220円	18,100円
8,530円	21,390円	16,040円	25,710円	30,440円	36,300円

を

4,400円	10,880円	8,160円	13,080円	15,500円	18,430円
8,680円	21,780円	16,330円	26,180円	31,000円	36,970円

に改め

る。

(島根県芸術文化センター条例の一部改正)

第28条 島根県芸術文化センター条例(平成16年島根県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)の表中

「

円	円	円	円	円	円
31,510	42,020	52,520	63,040	84,050	105,060
37,810	50,430	63,030	75,640	100,860	126,080
21,010	28,010	35,020	42,020	56,030	70,040
25,210	33,610	42,020	50,430	67,230	84,050
8,400	11,200	14,000	16,800	22,410	28,010
10,080	13,430	16,800	20,160	26,880	33,610
4,750	6,330	7,920	9,500	12,670	15,850
970	1,300	1,630	1,950	2,610	3,270
2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
2,120	2,830	3,550	4,260	5,680	7,110
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
850	1,140	1,420	1,700	2,280	2,850
590	800	990	1,200	1,600	2,000
590	800	990	1,200	1,600	2,000
780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
780	1,030	1,300	1,560	2,080	2,610
590	800	990	1,200	1,600	2,000
590	800	990	1,200	1,600	2,000

を

3,930	5,250	6,570	7,880	10,510	13,140
-------	-------	-------	-------	--------	--------

円	円	円	円	円	円
32,090	42,790	53,490	64,200	85,600	107,000
38,510	51,360	64,190	77,040	102,720	128,410
21,390	28,520	35,660	42,790	57,060	71,330
25,670	34,230	42,790	51,360	68,470	85,600
8,550	11,400	14,250	17,110	22,820	28,520
10,260	13,670	17,110	20,530	27,370	34,230
4,830	6,440	8,060	9,670	12,900	16,140
980	1,320	1,660	1,980	2,650	3,330
2,150	2,880	3,610	4,330	5,780	7,240
2,150	2,880	3,610	4,330	5,780	7,240
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
860	1,160	1,440	1,730	2,320	2,900
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
790	1,040	1,320	1,580	2,110	2,650
790	1,040	1,320	1,580	2,110	2,650

に改め

600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
600	810	1,000	1,220	1,620	2,030
4,000	5,340	6,690	8,020	10,700	13,380

る。

(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第29条 島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,450円」を「2,490円」に、「4,900円」を「4,980円」に、「1,270円」を「1,290円」に改める。

別表第2中

1,020円	810円
610円	480円

を

「

1,030円	820円
620円	490円

」に、

「

1,170円	930円
760円	600円

」を

「

1,180円	940円
770円	610円

」に改める。

別表第3中「1,430円」を「1,440円」に改める。

(温泉法施行条例の一部改正)

第30条 温泉法施行条例(平成12年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「50,400円」を「50,600円」に改める。

(島根県道路占用料徴収条例の一部改正)

第31条 島根県道路占用料徴収条例 (昭和28年島根県条例第18号) の一部を次のように改正する。

680円40 銭	572円40 銭	693円	583円
1,047円 60銭	885円60 銭	1,067円	902円
1,404円	1,188円	1,430円	1,210円
604円80銭	518円40銭	616円	528円
972円	820円80銭	990円	836円
1,296円	1,080円	1,320円	1,100円
60円48銭	51円84銭	61円60銭	52円80銭
6 円48銭	5 円40銭	6 円60銭	5 円50銭
3 円24銭	3 円24銭	3 円30銭	3 円30銭
594円	507円60 銭	605円	517円
367円20 銭	313円20 銭	374円	319円
1,188円	1,026円	1,210円	1,045円

507円60 銭	432円	517円	440円
2,160円	691円20 銭	2,200円	704円
1,080円	1,026円	1,100円	1,045円
25円92銭	21円60銭	26円40銭	22円
36円72銭	31円32銭	37円40銭	31円90銭
55円 8 銭	46円44銭	56円10銭	47円30銭
72円36銭	61円56銭	73円70銭	62円70銭

108円	92円88銭	110円	94円60銭
140円40銭	118円80銭	143円	121円
259円20銭	216円	264円	220円
367円20銭	313円20銭	374円	319円
723円60銭	615円60銭	737円	627円
1,080円	1,026円	1,100円	1,045円
Aに0.00432を乗じて 得た額		Aに0.0044を乗じて 得た額	

別表中	Aに0.00648を乗じて 得た額		を	Aに0.0066を乗じて 得た額		に改める。
	Aに0.00864を乗じて 得た額			Aに0.0088を乗じて 得た額		
	1,080円	464円40 銭		1,100円	473円	
	648円	226円80 銭		660円	231円	
	1,080円	1,026円		1,100円	1,045円	
	21円60銭	6円48銭		22円	6円60銭	
	216円	69円12銭		220円	70円40銭	
	216円	69円12銭		220円	70円40銭	

	2,160円	691円20 銭		2,200円	704円
	907円20 銭	820円80 銭		924円	836円
	21円60銭	6 円48銭		22円	6 円60銭
	216円	69円12銭		220円	70円40銭
	21円60銭	6 円48銭		22円	6 円60銭
	216円	69円12銭		220円	70円40銭

2,160円	691円20 銭	2,200円	704円
1,058円 40銭	345円60 銭	1,078円	352円
1,080円	1,026円	1,100円	1,045円
Aに0.027を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
216円	69円12銭	220円	70円40銭
108円	102円60 銭	110円	104円50 銭
Aに0.01512を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額
Aに0.027を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
Aに0.01512を	Aに0.01944を	Aに0.0154を	Aに0.0198を

乗じて得た額	乗じて得た額
A に 0.0108 を乗じて得た額	A に 0.01404 を乗じて得た額
A に 0.027 を乗じて得た額	

乗じて得た額	乗じて得た額
A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.0143 を乗じて得た額
A に 0.0275 を乗じて得た額	

(島根県海岸占用料等徴収条例の一部改正)

第32条 島根県海岸占用料等徴収条例 (平成12年島根県条例第27号) の一部を次のように改正する。

205円20銭
205円20銭
205円20銭
691円20銭
280円80銭
356円40銭
518円40銭
108円
118円80銭
280円80銭

209円
209円
209円
704円
286円
363円
528円
110円
121円
286円

別表第 1 中

を

に改める。

540円	550円
550円80銭	561円
32円40銭	33円
4円32銭	4円40銭
7円56銭	7円70銭
108円	110円
205円20銭	209円

別表第2中「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「64円80銭」を「66円」に、「86円40銭」を「88円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

(島根県流水占用料等徴収条例の一部改正)

第33条 島根県流水占用料等徴収条例(平成12年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に1.08を乗じて得た額」を削り、同項ただし書を削る。

別表第1中 「 $1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常時理論水力)$ 」 を

「 $\{1,976円 \times 常時理論水力 + 436円 \times (最大理論水力 - 常$ 」 に、

時理論水力) } × 1.10

1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力)

を

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 1.10

に、

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 a

を

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 a × 1.10

に、

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 988円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b

を

毎秒 1 リットルにつき

6,372円

{ 1,976円 × 常時理論水力 + 436円 × (最大理論水力 - 常時理論水力) } × 補正係数 b × 1.10

$\{ 1,976\text{円} \times \text{常時理論水力} + 988\text{円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力}) \} \times \text{補正係数 } b \times 1.10$	に改める。
毎秒 1 リットルにつき 6,490円	

別表第 2 中	194円40 銭	129円60 銭	を	198円	132円	に改める。
	194円40 銭	129円60 銭		198円	132円	
	194円40 銭	129円60 銭		198円	132円	
	194円40 銭	129円60 銭		198円	132円	
	118円80 銭	86円40 銭		121円	88円	
	237円60 銭	151円20 銭		242円	154円	
	64円80 銭	54円		66円	55円	
	162円	108円		165円	110円	
	205円20 銭	140円40 銭		209円	143円	
	604円80	442円80		616円	451円	

銭	銭		
280円80	183円60	286円	187円
銭	銭		
9円72	7円56	9円90	7円70
銭	銭	銭	銭
4円32	3円24	4円40	3円30
銭	銭	銭	銭
32円40	21円60	33円	22円
銭	銭		
17円28	17円28	17円60	17円60
銭	銭	銭	銭

別表第3中「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「64円80銭」を「66円」に、「86円40銭」を「88円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

(島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部改正)

第34条 島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例(平成23年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表中

640円
640円
1,290円

を

660円
660円
1,320円

に、「300円」を「310

円」に、

110円
110円
110円

を

120円
120円
120円

に、「870円」を「880円」に改め、

別表第 2 の 2 の表中「600円」を「610円」に、

490円	500円
5,960円	6,070円
580円	590円
7,090円	7,220円
790円	810円
9,650円	9,830円
660円	680円
8,040円	8,190円
1,080円	1,100円
12,960円	13,200円

を

に、

午前 9 時から午後 5 時まで	300円
------------------	------

 を

午前 9 時から午後 5 時まで	310円
------------------	------

 に、

340円
750円
900円
1,080円

を

350円
770円

 に改める。

920円
1,100円

(島根県港湾施設条例の一部改正)

第35条 島根県港湾施設条例 (昭和39年島根県条例第24号) の一部を次のように改正する。

3 円24銭	3 円30銭
5 円 2 銭	5 円11銭
6 円69銭	6 円81銭
6 円69銭に24時間を超える12時間までごとに 3 円34銭を加算した額	6 円81銭に24時間を超える12時間までごとに 3 円40銭を加算した額
50,810円	51,750円
特等 23円76銭	特等 24円20銭
2 等 5 円40銭	2 等 5 円50銭
特等	特等

	23円76銭 2等 5円40銭		24円20銭 2等 5円50銭
	特等 47円52銭 2等 10円80銭		特等 48円40銭 2等 11円
	特等 23円76銭 2等 5円40銭		特等 24円20銭 2等 5円50銭
	特等 47円52銭 2等 10円80銭		特等 48円40銭 2等 11円
	特等 71円28銭 2等 16円20銭		特等 72円60銭 2等 16円50銭
	特等 17,139円60銭 2等 2,721円60銭		特等 17,457円 2等 2,772円
	特等 27円 1等		特等 27円50銭 1等

	21円60銭		22円
	2等		2等
	10円80銭		11円
	特等		特等
	27円		27円50銭
	1等		1等
	21円60銭		22円
	2等		2等
	10円80銭		11円
	特等		特等
	32円40銭		33円
	1等		1等
	32円40銭		33円
	2等		2等
	16円20銭		16円50銭
	特等		特等
	27円		27円50銭
	1等		1等
	21円60銭		22円
	2等		2等
	10円80銭		11円
	特等		特等
	32円40銭		33円
	1等		1等
	32円40銭		33円
	2等		2等
	16円20銭		16円50銭

特等	54円
1等	43円20銭
2等	21円60銭
特等	9,936円
1等	8,856円
2等	4,860円
	19円44銭
	583円20銭
	1,468円80銭
	16,200円
	14円 4 銭
	21円60銭

特等	55円
1等	44円
2等	22円
特等	10,120円
1等	9,020円
2等	4,950円
	19円80銭
	594円
	1,496円
	16,500円
	14円30銭
	22円

別表第2中		を		に改める。
	14円4銭		14円30銭	
	21円60銭		22円	
	28円8銭		28円60銭	
	甲港湾 33円48銭 乙港湾 21円60銭		甲港湾 34円10銭 乙港湾 22円	
	甲港湾 33円48銭 乙港湾 21円60銭		甲港湾 34円10銭 乙港湾 22円	

甲港湾 38円88銭 乙港湾 27円	甲港湾 39円60銭 乙港湾 27円50銭
甲港湾 21円60銭 乙港湾 10円80銭	甲港湾 22円 乙港湾 11円
甲港湾 21円60銭 乙港湾 10円80銭	甲港湾 22円 乙港湾 11円
甲港湾 27円 乙港湾 16円20銭 18円36銭	甲港湾 27円50銭 乙港湾 16円50銭 18円70銭
183円60銭	187円
甲港湾 66円96銭 乙港湾 42円12銭 12,582円	甲港湾 68円20銭 乙港湾 42円90銭 12,815円

	5,400円		5,500円
	347円		353円
	甲港湾 66円96銭 乙港湾 42円12銭		甲港湾 68円20銭 乙港湾 42円90銭
	甲港湾 680円40銭 乙港湾 572円40銭		甲港湾 693円 乙港湾 583円
	甲港湾 1,047円60銭 乙港湾 885円60銭		甲港湾 1,067円 乙港湾 902円
	甲港湾 1,404円 乙港湾 1,188円		甲港湾 1,430円 乙港湾 1,210円
	甲港湾 604円80銭 乙港湾 518円40銭		甲港湾 616円 乙港湾 528円

甲港湾 972円	乙港湾 820円80銭
甲港湾 1,296円	乙港湾 1,080円
甲港湾 60円48銭	乙港湾 51円84銭
甲港湾 25円92銭	乙港湾 21円60銭
甲港湾 36円72銭	乙港湾 31円32銭
甲港湾 55円 8 銭	乙港湾 46円44銭
甲港湾 72円36銭	乙港湾

甲港湾 990円	乙港湾 836円
甲港湾 1,320円	乙港湾 1,100円
甲港湾 61円60銭	乙港湾 52円80銭
甲港湾 26円40銭	乙港湾 22円
甲港湾 37円40銭	乙港湾 31円90銭
甲港湾 56円10銭	乙港湾 47円30銭
甲港湾 73円70銭	乙港湾

61円56銭	62円70銭
甲港湾 108円	甲港湾 110円
乙港湾 92円88銭	乙港湾 94円60銭
甲港湾 140円40銭	甲港湾 143円
乙港湾 118円80銭	乙港湾 121円
甲港湾 259円20銭	甲港湾 264円
乙港湾 216円	乙港湾 220円
甲港湾 367円20銭	甲港湾 374円
乙港湾 313円20銭	乙港湾 319円
甲港湾 723円60銭	甲港湾 737円
乙港湾 615円60銭	乙港湾 627円
2,160円	2,200円

(港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例の一部改正)

第36条 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例(平成12年島根

県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	205円20銭	「	209円	に改める。
		205円20銭		209円	
		64円80銭		66円	
		691円20銭		704円	
		280円80銭		286円	
		356円40銭		363円	
		518円40銭	を	528円	
		118円80銭		121円	
		280円80銭		286円	
		540円		550円	
		205円20銭		209円	
		7円56銭		7円70銭	

56円16銭

57円20銭

別表第2中「129円60銭」を「132円」に、「151円20銭」を「154円」に、「172円80銭」を「176円」に、「64円80銭」を「66円」に、「86円40銭」を「88円」に、「21円60銭」を「22円」に改める。

(島根県浜田ポートセンター条例の一部改正)

第37条 島根県浜田ポートセンター条例(平成15年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「1,500円」を「1,520円」に改める。

(島根県空港条例の一部改正)

第38条 島根県空港条例(昭和40年島根県条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,188円」を「1,210円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,836円」を「1,870円」に、「1,944円」を「1,980円」に、「3,672円」を「3,740円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「756円」を「770円」に、「637円20銭」を「649円」に、「874円80銭」を「891円」に、「32円40銭」を「33円」に、「97円20銭」を「99円」に、「86円40銭」を「88円」に、「75円60銭」を「77円」に改める。

別表第3第1号中「46円44銭」を「47円30銭」に改め、同表第2号中「1,620円」を「1,650円」に改め、同表第3号及び第4号中「0.0324」を「0.033」に改め、同表第5号中「0.0648」を「0.066」に、「0.0324」を「0.033」に改める。

(島根県立都市公園条例の一部改正)

第39条 島根県立都市公園条例(昭和49年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「34円56銭」を「35円20銭」に改める。

3,240円	3,240円
1,620円	1,620円
950円	950円
3,240円	3,240円
25円92銭	21円60銭
36円72銭	31円32銭
55円 8 銭	46円44銭
72円36銭	61円56銭

3,300円	3,300円
1,650円	1,650円
968円	968円
3,300円	3,300円
26円40銭	22円
37円40銭	31円90銭
56円10銭	47円30銭
73円70銭	62円70銭

別表第2中	108円	92円88銭	を	110円	94円60銭
	140円40銭	118円80銭		143円	121円
	259円20銭	216円		264円	220円
	367円20銭	313円20銭		374円	319円
	723円60銭	615円60銭		737円	627円
	507円60銭	432円		517円	440円

1,188円	1,026円	1,210円	1,045円
34円56銭	34円56銭	35円20銭	35円20銭

に改める。

別表第5の1の(1)の表中

30,970円	44,650円	77,060円	11,790円
2,450円	3,550円	6,150円	920円
6,180円	8,910円	15,390円	2,340円
61,940円	89,300円	154,130円	23,600円
4,920円	7,120円	12,310円	1,860円
12,370円	17,840円	30,800円	4,700円
310円	470円	800円	120円
1,620円	2,420円	4,050円	640円
1,210円	1,820円	3,040円	480円
3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
3,040円	4,560円	7,610円	1,210円
7,610円	11,410円	19,020円	3,040円
6,080円	9,130円	15,220円	2,420円
15,220円	22,830円	38,050円	6,080円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,180円	1,760円	2,960円	470円
2,960円	4,440円	7,400円	1,180円
2,360円	3,540円	5,920円	940円

5,920円	8,880円	14,810円	2,360円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,690円	2,530円	4,230円	660円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
3,390円	5,090円	8,490円	1,340円
6,780円	10,190円	16,990円	2,700円

31,540円	45,470円	78,480円	12,000円
2,490円	3,610円	6,260円	930円
6,290円	9,070円	15,670円	2,380円
63,080円	90,950円	156,980円	24,030円
5,010円	7,250円	12,530円	1,890円
12,590円	18,170円	31,370円	4,780円
310円	470円	810円	120円
1,650円	2,460円	4,120円	650円
1,230円	1,850円	3,090円	480円
3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
3,090円	4,640円	7,750円	1,230円
7,750円	11,620円	19,370円	3,090円
6,190円	9,290円	15,500円	2,460円
15,500円	23,250円	38,750円	6,190円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,200円	1,790円	3,010円	470円
3,010円	4,520円	7,530円	1,200円
2,400円	3,600円	6,020円	950円

を

に改め、別表第5の1の

6,020円	9,040円	15,080円	2,400円
30円	40円	70円	10円
50円	80円	130円	20円
1,720円	2,570円	4,300円	670円
3,450円	5,180円	8,640円	1,360円
3,450円	5,180円	8,640円	1,360円
6,900円	10,370円	17,300円	2,750円

(2)の表中「580円」を「590円」に、「690円」を「700円」に、「600円」を「610円」に改め、別表第5の1の(3)の表中「5,920円」を「6,020円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「3,280円」を「3,340円」に、「3,830円」を「3,900円」に、「1,910円」を「1,940円」に改め、別表第5の1の(4)の表

	10,940円	16,410円	27,360円	4,370円
	82,080円	123,120円	205,200円	32,830円
	54,720円	82,080円	136,800円	21,880円
	164,160円	246,240円	410,400円	65,660円
中	3,430円	5,150円	8,590円	1,360円
				を

25,790円	38,690円	64,490円	10,310円
17,190円	25,790円	42,990円	6,870円
51,590円	77,380円	128,980円	20,630円
440円	660円	1,120円	170円

11,140円	16,710円	27,860円	4,450円
83,600円	125,400円	209,000円	33,430円
55,730円	83,600円	139,330円	22,280円
167,200円	250,800円	418,000円	66,870円
3,490円	5,240円	8,740円	1,380円
26,260円	39,400円	65,680円	10,500円

に改め、別表第5の1の(4)

17,500円	26,260円	43,780円	6,990円
52,540円	78,810円	131,360円	21,010円
440円	670円	1,140円	170円

この表中「970円」を「980円」に、「1,170円」を「1,190円」に改め、別表第5の2の表中「2,540円」を「2,580円」に、「1,130円」を「1,150円」に、

「

7,330円
3,920円
1,900円
910円
600円

」

を

「

7,460円
3,990円
1,930円
920円
610円

」

に、「1,750円」を「1,780円」

に、

「

6,800円
4,580円
1,080円
5,700円以内で 知事が定める額
2,020円
1,530円

」

を

「

6,920円
4,660円
1,100円
5,800円以内で 知事が定める額
2,050円
1,550円

」

に、「13,690円」を「13,940

円」に、「1,510円」を「1,530円」に改める。

(都市計画法施行条例の一部改正)

第40条 都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ア㍑中「9,030円」を「9,080円」に改め、同号ア㍑中「45,500円」を「45,600円」に改め、同号ア㍑中「91,600円」を「91,700円」に改め、同号イ㍑中「31,900円」を「32,000円」に改め、同号ウ㍑中「91,600円」を「91,700円」に改め、同項第2号ウ中「10,600円」を「10,700円」に改め、同項第3号中「49,000円」を「49,100円」に改め、同項第5号ア中「7,220円」を「7,270円」に改め、同号ウ中「41,300円」を「41,400円」に改め、同項第6号イ㍑中「2,700円」を「2,710円」に改め、同項第7号中「490円」を「500円」に改める。

（島根県屋外広告物条例の一部改正）

第41条 島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号中「3,970円」を「4,010円」に改める。

（島根県工業用水道料金徴収条例の一部改正）

第42条 島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第42条の規定による改正後の島根県工業用水道料金徴収条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している工業用水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。